

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

五條市長 平岡 清司

市町村名 (市町村コード)	五條市 (29207)
地域名 (地域内農業集落名)	阪合部地区 (中町、大野町、樫辻町、田殿町、阪合部新田町、黒駒町、大深町、相谷町集落、犬飼町集落、上野町、山陰町集落、表野町集落、大津町集落、火打町集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月27日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>○相谷町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地を所有している世帯が21軒あり、うち現在も耕作している世帯は14軒、10年後も耕作していると思われる世帯は6軒であり、耕作放棄地の増加が見込まれる。 <p>○上野町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種の農作物を生産している農家の減少により相談できる相手がいない。 ・相谷町側の山手から餌を求めて猪等が降りてきており、獣害対策の必要性が急速に高まりつつある。 ・過去に国道を整備した際、水源との繋がりが断たれた農用地があり、耕作条件が厳しいことにより農業者に相当な負担を強いる区域が含まれている。 <p>○山陰町、表野町、大津町、火打町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津町及び火打町は一部を除いて圃場整備がされておらず、小規模又は急傾斜等、条件が不利な農用地が多い。 ・山陰町全域及び表野町・火打町・大津町の一部で集落営農(ゆめ野山)を行っており、それ以外の農用地は個人農業者が耕作している。 ・集落営農区域外の地域(特に大津町、火打町)においては離農希望者が多く、農地の受け手がいないことが深刻な課題である。 ・ゆめ野山も担い手の減少が進んでおり、集落営農の持続と発展が課題となっている。 ・耕作放棄地が発生した場合、隣接する水路・農道等の保安全管理に不安がある。また、水路・農道を管理する人員も不足してきている。 ・個人農家は後継者の勤務状況等により耕地面積の減少を検討しなければならないこともあり得るため、耕作しない農地の保安全管理の問題はより顕著である。 ・法人と比較して個人農家が農業機械を購入する際の補助金のハードルは高く、機械購入のリスクが大きい傾向にある。 <p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化による農業従事者の減少が著しく、若い担い手も少ないことから、後継者問題も深刻である。 ・小規模農家の中には、農業で採算が取れず農地所有の限界が来ている農家も存在し、農地の集約化、農振農用地の再設定等のモザイク状になっている農地の状況を整理する必要がある。 ・耕作放棄地が増加傾向にあり、それに併せて鳥獣害も増えている。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 相谷町
 - ・農業法人等の中心になる団体を作り、町内の共同経営による農業の大規模化、効率化を図っていく。
 - ・地区ごとに推奨する高収益作物等の検討等により、中小農家においても最低限の農業収益を確保を目指す。
 - ・区画整備の機運を高め、圃場整備や水路整備等に向けた地域の合意を図っていく。
- 犬飼町
 - ・若手農家が農業をしやすい環境の整備、農業法人等への積極的な貸与等により、後継者の見込みがない農用地の管理者の確保に努める。
- 上野町
 - ・農業用機械の更新等に補助金の活用等を検討しつつ、農用地を集積した企業的農業の実施が必要である。
 - ・地域の主要作物である米等の品質向上等による価格向上を目指し、農業収益を安定化させることで若手農家、農業法人等の誘致を図る。
 - ・1筆当たりの農用地面積を拡大し、作業効率を向上させるため、地域の合意を図り、圃場整備事業の実施を目指す。
- 山陰町、表野町、大津町、火打町
 - ・ゆめ野山において、共同利用の農機具(トラクター)を購入し、集落営農の更なる効率化を図る。
 - ・集落営農等の共同作業を推進し、耕作放棄地の減少及び発生防止を図る。
 - ・農地集積を進めるため、将来的には大津町及び火打町においても大規模な圃場整備を検討する。
 - ・稲作と小麦の二毛作、飼料用米の栽培、販路の拡大等により、収益の安定化・向上を図る。
 - ・人材育成のきっかけとして、市立農業高校や中学生の体験学習等を受け入れていく。(トラクターやコンバイン等の運転体験)
 - ・市外から就農希望で転入される方の地区内への受入れを進め、地域の活力醸成を図る。
 - ・個人農家による農地保全を助成するため、農業機械購入等に活用できる補助金の周知、農業経営改善計画(認定農業者)の認定率向上等を図る。
- 共通
 - ・地域の主要作物である米の生産を中心に、青ネギ等の他作物の生産も検討し、収益の安定化を図っていく。
 - ・農業を担う者等に農地を集約し、後継者不在の農地の担い手確保を進める。
 - ・当該地区の主要農産物である柿、梅等の果樹類や水稻等のブランド力をより一層向上させ、強い農業地域づくりを進める。
 - ・多面的機能支払交付金を用いて、農道等の整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	352.33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	208.02 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・協議の場の開催等により確認した耕作者が管理する農用地と多面的機能支払交付金及び中山間地域等農業直接支払交付金の対象農用地を区域とする。
- ・多面的機能支払交付金及び中山間地域等農業直接支払交付金の対象農用地について、当該交付金の管理台帳に整理している面積を採用する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<p>○相谷町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積先の候補にもなり得る農業法人等の地域農業の中心となる団体設立を目指し、地域での共同運営による農業の効率化を図っていく。 <p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業を担う者等に集約する。 ・農地の受け手の負担が必要以上に大きくならないよう、協議の場等を活用したお互いの意向確認に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・集約に当たっては、必要に応じて農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
<p>○相谷町、犬飼町、上野町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備事業の実施により、1筆当たりの農用地面積の拡大、農作業効率の向上を図るため、地域の合意形成を目指す。 <p>○山陰町、表野町、大津町、火打町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山陰町及び表野町は基盤整備事業完了。 ・大津町及び火打町(両町とも一部を除く)は小規模農地等の整備を検討。 ・農地の大区画化により生産効率を向上させ、農地集積を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<p>○相谷町、犬飼町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備事業の実施や農業法人の設立等による農業の大規模化、効率化を目指し、農業者個人が抱えるリスクの低減を図ることで、若手農家が就農しやすい環境を整備を目指す。 <p>○上野町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備事業等による農作業効率の向上、農産物の品質向上を目指すことで若手農家や農業法人等が参入しやすい環境を整備する。 <p>○山陰町、表野町、大津町、火打町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業、大型農業機械等の導入・更新により、作業の先進性を高め省力化を図ることで、高収益作物等の生産拡大・販路拡大など収益力の向上を目指しながら、次世代の担い手確保に向けた活力を生み出す工夫・取り組み等を研究・検討し行っていく。 ・JAと連携し、農業従事者の受入れや技術指導を行う。また、作物や商品販売の斡旋や取り組みを行う。 ・農福連携を進める。(平坦部等で障がい者施設等と連携した農業体験を推進する。) <p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議の場等を活用した後継者のいない農地と農業に関心を持つ者のマッチングを検討する。 ・新たな担い手が現れた際は、地域に馴染めるよう集落の会合等への参加を誘いかける等、受入れ体制を整理するよう努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- 山陰町、表野町、大津町、火打町
- ・集落営農活性化プロジェクト促進事業により共同利用の農機具(トラクター等)を購入する。
 - ・都会から田舎暮らし(農業)を希望される方を受け入れる。
- 共通
- ・多面的機能支払交付金及び中山間地域等農業直接支払交付金により農用地の保全管理を行う。
 - ・柿の集出荷において、選果場の設備を新基本計画実装・農業構造転換支援事業等を活用して更新を図る。
 - ・持続的生産強化対策事業等による改植を適宜検討し、果樹の営農継続性向上を図る。